

吉川市告示第 76 号

吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

吉川市長 中原恵人

吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の特産品であるなまずの販路開拓・拡大及び水田農業における養殖なまず産業の振興のため、なまずの養殖を市内の水田において営む者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所又は事業所を有する者であって、市内の水田においてなまずの養殖を営むもの
- (2) 市税等（個人市民税、個人県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納していないもの

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の事業者に対し、なまずを本来の価格から割り引いて販売する事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、本来の価格と割り引いて販売した価格との差額とし、1事業者への販売につき年間10,000円を限度とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 本来の販売価格及び市内の事業者への販売価格を証する書類
- (2) 市内に住所又は事業所を有することを証する書類
- (3) 市内の水田において養殖を営むことを証する書類
- (4) 振込先口座が確認できる書類
- (5) 市税等を完納していることを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金返還命令書（様式第3号）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた者は、定められた期日までに補助金を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 吉川市長

(法人にあつては、本社の所在地) 住 所

(法人にあつては、代表者の職・氏名) 氏 名 印
電話番号

吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金の交付を受けたいので、(1)誓約事項に同意の上、下記のとおり必要書類を添えて申請するとともに、交付決定があつたときは、指定口座への振込みの方法により請求します。

記

(1) 誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載した事項及び添付書類に偽りはありません。 ・虚偽の申請であることが判明した場合には、補助金を返還します。 ・本申請に係る書類等は5年間保管し、請求されたときは速やかに提出します。 ・要綱第2条各号に掲げる者に該当します。 ・本申請に係る審査のために、職員が市税等の納付状況を照会することに同意します。 				
	(2) 販売先及び販売金額		事業者名	本来の価格	販売価格
		①		円	円
		②		円	円
		③		円	円
		④		円	円
(3) 請求額	金 _____ 円				
(4) 振込先	金融機関名			支店名	
	種別	普通 <input type="checkbox"/> ・当座 <input type="checkbox"/>	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				
備考欄					

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長



吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付審査結果 交付 ・ 不交付

2 交付決定額 金 _____ 円

3 不交付の場合の理由

4 交付・条件

吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長



吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金について、吉川市なまず販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要綱第7条に基づき、補助金の返還を命じます。

記

- 1 返還すべき金額 金 _____ 円
- 2 返 還 期 限 年 月 日
- 3 返還を求める理由